

(第 2 4 6 9 報) かずさ水道広域連合企業団水道水等における放射性物質の  
測定について

当広域連合企業団の浄水場において、令和 8 年 1 月 2 7 日に採取した原水及び浄水には、  
放射性セシウムは検出されませんでした。

1 測定結果

(単位：Bq (ベクレル) /kg)

| 採取日                 | 項目          |        | 原水                 | 浄水                 |                    |
|---------------------|-------------|--------|--------------------|--------------------|--------------------|
|                     |             |        | 大寺浄水場<br>取水口       | 大寺浄水場              | 十日市場浄水場            |
| 令和 8 年<br>1 月 2 7 日 | 放射性<br>セシウム | Cs-134 | 不検出<br>(検出限界値 0.7) | 不検出<br>(検出限界値 0.7) | 不検出<br>(検出限界値 0.7) |
|                     |             | Cs-137 | 不検出<br>(検出限界値 0.7) | 不検出<br>(検出限界値 0.7) | 不検出<br>(検出限界値 0.9) |
|                     |             | 合計     | 不検出                | 不検出                | 不検出                |

測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 CANBERRA 社製 GC2018

測定方法：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

- ※ 1 水道水中の放射性物質に係る目標値（平成 24 年 3 月 5 日付け厚生労働省健康局水道課長通知より）  
・放射性セシウム（セシウム 134 及び 137 の合計）（飲料水） 10Bq/kg
- 2 摂取制限及び解除の目安（平成 24 年 3 月 5 日付け厚生労働省健康局水道課長通知より）
- ① 摂取制限の目安
- ・ 1 回の検査であっても目標値を著しく上回る等、その水道水を継続して飲用することによって WHO 飲料水  
水質ガイドラインの個別線量基準である 0.1mSv を超えるおそれのある場合
  - ・ 水道施設の点検・整備や複数回の放射能検査によっても、なお長期間目標値を超過することが見込まれる  
場合。
- ② 摂取制限の解除の目安
- 目標値超過の原因が明らかとなり、それが回復したことが放射能濃度等で確認された場合。
- 3 「検出限界値」とは測定において検出できる最小値をいい、同じ機器で測定を行っても、検体ごとに変動し  
ます。また、「不検出」とは、検出限界値を下回っていることを示しています。

県企業局 <http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/>

県水政課 <http://www.pref.chiba.lg.jp/suisei/>

県大気保全課 <http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/h23touhoku/houshasen/index-sokutei.html>